

三  
次

## 〔告示〕

昭和六十二年六月八日

通商産業大臣臨時代理

國務大臣 塩川正十郎

- 中小企業近代化促進法の規定に基づき、中小企業構造改善計画を承認した件（同二二七、二二八）。

- 一 構造改善計画作成主体 兵庫県粘土瓦協同組合連合会及び兵庫県粘土瓦協同組合
- 二 構造改善計画対象地区 兵庫県
- 三 業種の名称 粘土かわら製造業
- 四 構造改善事業の内容 新商品・新技術の研究開発、生産規模の適正化、設備の近代化、取引関係の改善、従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進等
- 五 実施時期 昭和六十二年五月二十九日から昭和六十四年三月三十一日まで

- 通商産業省告示第二百二十八号  
中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第四項の規定に基づき、全国石綿スレート協同組合連合会の中小企業構造改善計画を昭和六十二年五月二十九日付けをもつて承認したので、構造改善計画作成主体等を告示する。
- 昭和六十二年六月八日

通商産業大臣臨時代理

國務大臣 塩川正十郎

- 一 構造改善計画対象地区 全国
- 二 同組合連合会
- 三 構造改善計画作成主体 全國石綿スレート協同組合連合会
- 四 業種の名称 石綿スレート製造業
- 五 構造改善事業の内容 新商品・新技術の研究開発、人材の育成、生産規模の適正化、設備の近代化、取引関係の改善、従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全等
- 六 実施時期 昭和六十二年五月二十九日から昭和六十七年三月三十一日まで

○通商産業省告示第二百二十七号  
中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第四項の規定に基づき、兵庫県粘土瓦協同組合連合会の中小企業構造改善計画を昭和六十二年五月二十九日付けをもつて承認したので、構造改善計画作成主体等を告示する。